



平成22年10月

秦野市長 古谷 義幸 様

秦野市水道審議会  
会長 松下 雅



水道料金のあり方について（答申）

平成22年7月26日付けFNo. 9・1・0（甲）で、当審議会に諮問のありました「水道料金のあり方について」、別紙のとおり答申します。

当審議会の答申を十分に尊重され、安全な水を将来にわたり安定して利用者に届けるというライフラインとしての責任を確実に果たされるよう要望します。

# 答 申 書

## 1 秦野市水道事業を取り巻く状況

わが国の水道は、昭和30年代から40年代にかけての高度経済成長期に急速な広がりを見せた後、50年前後と平成10年前後に施設整備のピークを迎えました。今や、水道普及率は97パーセントを超え、ほとんどの国民が安全な水道水を安定して利用できるようになりました。

しかし、人口減少時代に入り、さらなる安全性やおいしさの追求など、水に対する関心の高まりや、地球規模での環境問題の顕在化など、水道事業を取り巻く社会状況は大きく変化しています。

また、高度経済成長期に整備した水道施設の一斉更新や、施設の耐震化、水需要の落ち込みによる経営の悪化といった諸問題が全国的に表れています。

そうした中、秦野市の水道事業も、平成20年秋のリーマン・ショックから続く景気低迷による企業活動の減速などにより、21年度の水道料金は、前年度に比べて、6.9パーセント、約1億4,000万円もの大幅な減収になりました。安全面を重視したうえでの経費削減に努められたようですが、結果として、約2億円の純損失という、かつてない厳しい財政状況に置かれています。

しかし、水道事業には、ライフラインとして、将来にわたり、利用者に安全な水を安定して供給していく責任があります。

給水開始から満120年を迎えた今、秦野市水道事業は、ふるさとの水に懸けた先人の思いを、将来につなぐことができるかどうかの岐路に立っています。

## 2 審議経過

当審議会は、8回にわたり、水道施設の現状調査や水道事業の経営内容を精査し、市長の諮問に対して、慎重に審議を重ねてきました。

開 催 日	内 容
(第1回) 4月13日(火)	・ 委嘱状交付 ・ 平成22年度予算について
(第2回) 5月19日(水)	・ 水道施設現地調査

(第3回) 6月23日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はだの水道ビジョンについて</li> <li>・秦野市水道事業の抱える課題について</li> </ul>
(第4回) 7月8日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年度決算について</li> <li>・施設整備計画(案)について</li> </ul>
(第5回) 7月26日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道料金のあり方について(諮問)</li> <li>・水道事業の持続面の課題への対応について</li> <li>・水道料金算定の仕組みについて</li> <li>・秦野市の水道料金の現状について</li> <li>・財政推計について</li> </ul>
(第6回) 8月19日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金改定による財政計画(案)について</li> <li>・総括原価とその配分について</li> <li>・料金体系のあり方について</li> </ul>
(第7回) 9月1日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの審議内容について</li> <li>・料金改定シミュレーションについて</li> </ul>
(第8回) 9月28日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金表の改定案について</li> <li>・水道料金のあり方の答申骨子について</li> </ul>

### 3 現在の課題

昨年10月に策定された「はだの水道ビジョン」を踏まえ、秦野市水道事業が抱える課題を整理しました。

#### (1) 水質管理と監視の強化

秦野市には、規模の小さな水源が数多く点在していますが、その施設の情報を中心して監視できる体制が整っていないため、安全性と効率性を向上させる必要があります。

#### (2) 水道施設の劣化

秦野市水道は、昭和40年代から50年代にかけて、簡易水道の統合整備を進めてきました。今後、ほぼ同時期に、配水施設などの基幹施設が更新時期を迎えるため、その整備計画と財源を考慮する必要があります。

#### (3) 耐震管路の整備の遅れ

秦野市の水道管の耐震化率は、平成20年度末で全管路の16.1パーセントであり、全国平均28.1パーセント、県平均61.5パーセントと比べると耐震化が遅れています。

今後、大規模地震発生時でも安定供給できる体制整備が必要です。

(4) 震災など非常時に対する水道施設の対応の遅れ

秦野市の水道施設は、新耐震基準で診断している施設が少なく、また非常用自家発電設備を有していない施設が多くあります。水道管だけでなく、配水施設や取水施設なども非常時への対応が遅れています。

(5) 3年連続赤字

景気低迷による企業活動の減速に、各家庭での節水型機器の普及などが加わり、平成21年度の水道料金収入は、約19億6,000万円と、20年度に比べて、6.9パーセント減収しました。それを要因に、20年度の約4,617万円を大きく上回る、約2億400万円の純損失、赤字決算となりました。さらに、今年度は、給水収益の大きな回復が見込めないことから、秦野市として初めての赤字予算を編成しています。

今後の持続的な水道の安全供給体制を確立するためには、経営基盤の安定強化が欠かせません。

(6) 未収金への対応

今年の5月末現在、水道料金の未収金は、約1億6,900万円に上っています。平成20年10月から滞納整理の民間委託を始めましたが、微増とはいえ未収金は増え、徴収率が上がっていない現状では、その効果は十分とは言えません。

(7) 県水受水費の負担

県水受水費は、秦野市の受水量に関係なく、宮ヶ瀬ダム建設計画の資本費として、また、県内広域水道企業団の整備費の資本費として、市責任水量分を負担しています。平成21年度では、受水費約6億300万円のうち、88パーセントをこの責任水量で算出した基本料金が占めています。

実際の受水量（平成21年度での1日当たり最大受水量は、約1万7,500立方メートル）と責任水量（1日当たり4万2,900立方メートル）とに、隔たりがあり、経営に大きな負担となっています。

(8) 経営の効率化

今後の持続的な水道の安全供給体制を確立するためには、公営企業として、安全面を損なうことなく、より事務の効率化や、経費の削減を進める必要があります。

## 4 課題の解決に向けて

### (1) 施設整備計画の推進

耐震化を含めた水道施設の計画的な更新を内容とする「施設整備計画」については、財政的な裏づけを行い、早急かつ着実に実施するべきです。

### (2) 経営基盤の安定化

「はだの水道ビジョン」の将来像である「おいしい秦野の水をいつまでも」を実現する施設整備を着実に進めるためにも、3年連続赤字の原因を解決して、経営基盤を安定させなければなりません。

### (3) 企業努力

経費削減などの企業努力がより求められることは言うまでもありませんが、安全面軽視の行き過ぎた経費削減にならないよう、よく精査したうえで、公営企業として、持続可能な範囲内で最善の努力をするべきです。

なお、県水受水は、災害などに備え、引き続き受水の必要があると思いますが、県企業庁などに対して、負担軽減や責任水量の見直しなどをさらに求めるべきです。

### (4) 料金改定

耐震化などの施設整備を計画的に進める財源を確保できるよう、事業収益の中心である水道料金の改定を行うべきであると考えます。しかし、改定に当たっては、一般家庭や企業への負担を考慮し、やむを得ない範囲にとどめるべきです。

### (5) 施設整備計画を着実に進めるための財政計画の策定

ア 財政計画期間は、新総合計画の計画期間と同じ、平成23年度から32年度までの10年間が妥当です。

イ 社会経済情勢が不安定な今、10年間の中期見通しでは給水需要などの予測に誤差が生じるため、料金算定期間は、平成23年度から27年度までの5年間が妥当であると考えます。

ウ 健全経営を確保するために、各年度の収益的収支において、損失（赤字）が生じないようにするべきです。

エ 施設整備をはじめ、今後の財政計画期間内に計画する事業を実施するには、水道料金の改定に加え、企業債（借金）の借り入れが必要となります。

しかし、今後の水需要の増加が見込めないことや、後年度負担の増加を考えると、企業債残高をいたずらに増やすことは適当ではありません。

企業債の借入額については、企業債残高を少しずつ減少でき、かつ料金

改定による市民負担への影響が少ない、4億円が妥当であると考えます。  
オ 財政計画における補てん財源残高（資本的収支の不足を補うのが補てん財源残高です）については、災害などの理由で、給水収益が全く収入できなくなった場合でも、大規模修理や企業債の償還金などへの対応のため、料金算定期間最終年度においても8億円から10億円程度の確保が望ましいと思います。

なお、事故や災害などが発生した場合に対応するための水道事業基金は、平成33年度以降に集中する主要な水道施設の更新に備えるためにも、少しずつでも積み増しを進めるべきと考えます。

## 5 水道料金のあり方

### (1) 現状と課題

ア 秦野市は、実質的に、平成7年度以降、15年間も料金改定を行っていません（平成17年度に農業用用途の料金表を新設しました）。全国の事業体と比べて料金が安いのは、効率的な水道事業経営を行ってきた結果であると思いますが、水道事業の課題への対処が遅れ、販売損失が広がっています。

イ 使用水量が多くなるほど単価が高くなる逡増制料金体系は、これまで、節水を促す一定の役割を果たしてきましたが、負担の公平性に欠けた料金体系となっています。

ウ 秦野市の業務用料金体系は、家事用よりも逡増性が高く、また、料金設定も高いため、使用水量が家事用の約3分の1であるにもかかわらず、料金収入の約半分を負担することとなっています。

そのため、企業の使用水量の増減に影響を受けやすい料金体系、つまり、景気に左右されやすい料金体系となっています。

エ 基本料金の設定が低く、経常的に発生する施設維持管理費など、必要な固定費の回収ができていないため、使用水量の減少により、水道事業経営の赤字を引き起こす要因の一つとなっています。

オ 「浴場用」の用途は、過去20年以上もの間、適用がありません。この用途は、すでに役割を終えているものと思われます。

### (2) 料金改定

将来にわたって安全な水を安定供給するに当たり、現在の水道施設の実態、水需要や経営状況などを総合的に判断すると、水道料金の改定はやむ

を得ないものと考えます。

#### ア 改定率

平成23年度から27年度までの5年間の料金算定期間において、平均21パーセントの改定が妥当です。

なお、経営基盤の安定性の面からは、平均23パーセント（補てん財源残高10億円）の改定がより理想的ですが、利用者の負担増を極力抑えるため、平成27年度末の補てん財源残高を8億円とする平均21パーセントの引き上げにとどめるべきであると判断しました。

#### イ 改定時期

水道事業経営の状況や、水道施設の耐震化などを早急に進める必要性を照らし合わせると、平成23年4月1日からの改定が望ましいと考えます。

#### ウ 料金体系

##### (ア) 原則

料金体系は、受益者負担の原則から使用者に公平な費用の負担を求めるものでなければなりません。

また、健全な経営ができるように、財政基盤が安定する収入を確保できるものでなければなりません。

##### (イ) 基本料金のあり方

施設維持管理費などの固定費は、使用水量の多少に関わらず発生する費用です。これを基本料金で回収することは、公平な負担に適っており、料金収入に占める基本料金の割合を高めていくことが、安定した収入を確保することにもつながります。

##### (ロ) 業務用料金の負担緩和

秦野市の業務用料金は、家事用よりも逓増性が高く、また、料金設定も高いため、使用水量の割合以上の料金を負担する結果となっています。

家事用との負担の公平化を図り、社会環境や経済動向による使用水量の変動に、影響を受けにくい料金体系にするべきです。

##### (ハ) 逓増性の緩和

節水を意図した逓増制料金体系は、これまで一定の役割を果たしてきましたが、今後、より負担の公平化を進めるためには、これを緩和する必要があります。

##### (ニ) 公平な改定

負担が急増する改定、改定率や改定額にあまりにも大きな差のある改

定は、市民生活や企業活動に大きな影響を及ぼします。

その視点を踏まえるのも、「公平な改定」であり、段階的な改定などの方法を取るべきです。

#### エ 料金表

別紙のとおり

### 6 付帯意見

- (1) 今後、口径別、一部料金制なども視野に入れ、引き続き、公平な料金体系を研究されるよう要望します。
- (2) 来年春に改定する場合は、実質的な改定として16年ぶりとなります。改定に当たっては、負担増の必要性や料金負担の公平性などについて、利用者へ丁寧に説明されることを要望します。
- (3) 料金改定を行った場合、さらに未収金が増加することが懸念されます。今後も、未収金を解消するための施策をより推進すべきですが、未収金が発生している原因や、現在取り組んでいる給水停止の効果・問題点などをしっかり検証して、対処されるよう要望します。
- (4) 現行の水道料金体系については、平成7年に改定してから15年が経過しています。この間、事業経営に努力し、料金を据え置いてきたことは評価しますが、長期の据え置きは、改定率が大きくなりがちです。今後は、5年を目途に、社会経済情勢などをよく検討したうえで、適正な料金の見直しを行うよう要望します。
- (5) 水道料金のほかに、収益として、地下水利用協力金や水道利用加入金、給水装置工事手数料などがありますが、それらについても、費用負担の公平性を、時代の変遷などを含めて、よく検討するよう要望します。

### 7 まとめ

秦野市の水道事業は、明治23年に給水を開始した「曾屋区水道」から、今年120周年を迎えました。ふるさとの水に懸けた先人の思いを、次の世代に確実に伝えるために、「安心」「安定」「持続」を旨とする「はだの水道ビジョン」の基本方針を具現化し、いつでも安全でおいしい水を供給するというライフラインとしての責任を果たしていかれることを期待します。



# 水道料金表 (案)

1 か月当たり (税抜)

料金の種別 用途区分	基本料金	超過料金 (1立方メートルにつき)
家事用	8立方メートルまでの分 520円	8立方メートルを超え 20立方メートルまでの分 70円
		20立方メートルを超え 30立方メートルまでの分 80円
		30立方メートルを超え 50立方メートルまでの分 130円
		50立方メートルを超え 100立方メートルまでの分 195円
		100立方メートルを超える分 220円
業務用	8立方メートルまでの分 650円	8立方メートルを超え 30立方メートルまでの分 95円
		30立方メートルを超え 50立方メートルまでの分 140円
		50立方メートルを超え 100立方メートルまでの分 195円
		100立方メートルを超え 500立方メートルまでの分 220円
		500立方メートルを超える分 245円
農業用	8立方メートルまでの分 520円	8立方メートルを超え 20立方メートルまでの分 70円
		20立方メートルを超え 30立方メートルまでの分 80円
		30立方メートルを超え 50立方メートルまでの分 130円
		50立方メートルを超える分 160円
臨時用	8立方メートルまでの分 1,700円	8立方メートルを超える分 400円